

8 長 行 審 第 1 号

令和 8 年 5 月 1 2 日

長久手市長 佐藤有美 様

長久手市行政不服審査会



令和 7 年度市民税・県民税・森林環境税税額納税決定処分について
の審査請求について（答申）

令和 8 年 2 月 1 9 日（7 長行第 3 7 5 6 号）付けで諮問のありました下記の
件について、別紙のとおり答申します。

記

諮問番号 7 長行審第 1 号

(別紙)

諮問番号：7 長行審第1号

答 申

第1 審査会の結論

長久手市長（以下「処分庁」という。）が行った令和7年6月2日付け令和7年度市民税・県民税・森林環境税税額納税決定通知書（以下「本件通知書」という。）による令和7年度市民税・県民税・森林環境税（以下三税を合わせて「市民税等」という。）の賦課決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、理由がないから棄却すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 審査請求に係る処分

処分庁は、審査請求人に対し、令和7年6月2日に本件通知書により、審査請求人の公的年金から差し引かれる特別徴収税額を[REDACTED]円、普通徴収税額を[REDACTED]円、仮特別徴収税額を[REDACTED]円とする本件処分を行った。

2 審査請求

審査請求人は、行政不服審査法第2条の規定に基づいて、令和7年7月30日付け審査請求書により長久手市長に対し審査請求を行った。審査請求人は、本件通知書記載の年金特別徴収税額の根拠が不明であり、仮徴収できる根拠もない等と主張して、特別徴収を中止し、普通徴収への変更を求めている。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

「特別徴収を中止し、普通徴収へ変更する。」との裁決を求める。

2 審査請求の理由

(1) 特別徴収税額に関する主張

本件処分における特別徴収税額[REDACTED]円及び地方税法（昭和25年法律第226号）（以下「法」という。）第321条の7の2第1項の「公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（略）の二分の一に相当する額」がどのように計算されるか、本件通知書のどこに記載されているか不明である。

(2) 仮特別徴収に関する主張

仮徴収がなぜ可能なのか。根拠曖昧のまま当該年度の年金所得が確定しないうちに前年の税額から推定された予定税額を公的年金支払者が徴収することは、財産権（憲法第29条）を侵害する。

仮徴収税額について、前年の所得ではなく、前々年の所得に基づいて徴収されることに納得できない。

(3) 特別徴収の中止、普通徴収への変更を求める主張

公的年金からの4月分の特別徴収は長久手市長が調停（原文ママ）を行う前に徴収されており、額の決定は前年の「決定通知書」において、課税対象となる年の所得を無視し、あたかも定額であるかのように徴収されていることに不服がある。公的年金からの特別徴収を中止し、普通徴収への変更を求める。

(4) 本件通知書の記載に関する主張

本件通知書の文字が小さくて読むことができないので、文字の拡大を求める。本件通知書とその封筒に「問合せ可能な日時」の記載がないので、記載を求める。

第4 処分庁の主張

処分庁の弁明は、おおよそ次のとおりである。

1 特別徴収税額に関する主張

- (1) 特別徴収税額、「公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（略）の二分の一に相当する額」に関する算出根拠は次のとおりである。

ア 令和6年度公的年金所得算出税額

円

① 令和6年10月から令和7年2月特別徴収税額

円－円（令和6年度仮特別徴収税額）
＝円

② 令和7年4月から同年8月仮特別徴収税額

円÷2＝円

イ 令和7年度公的年金所得算出税額

円

① 令和7年10月から令和8年2月特別徴収税額

円－円（令和7年度仮特別徴収税額）
＝円

② 令和8年4月から同年8月仮特別徴収税額

円÷2＝円

ウ 令和7年度公的年金所得算出税額30,200円の算出方法

〈所得割額〉

- | | |
|------------|---------------|
| ① 公的年金所得金額 | 円 |
| ② 所得控除計 | 円 |
| ③ 課税標準額 | ①－②＝円（千円未満切捨） |
| ④ 市民税所得割額 | ③×6％＝円 |
| ⑤ 県民税所得割額 | ③×4％＝円 |
| ⑥ 市民税調整控除額 | 円×3％＝円 |
| ⑦ 県民税調整控除額 | 円×2％＝円 |
| ⑧ 市民税 | ④－⑥＝円（百円未満切捨） |
| ⑨ 県民税 | ⑤－⑦＝円（百円未満切捨） |

〈均等割額〉

- | | |
|-------|--------|
| ① 市民税 | 3,000円 |
| ② 県民税 | 1,500円 |

〈森林環境税〉 1,000円

〈公的年金所得算出税額〉 所得割額⑧＋同⑨＋均等割額①＋同②＋

森林環境税＝ 円

- (2) 法第314条の6、同第37条による調整控除について ((1)ウ⑥⑦)

審査請求人の令和7年度の合計課税所得金額は200万円以下であり、
 円＋ 円（障害者控除分）＋ 円（扶養控除分）の合計 円
について、市3%、県2%として、市民税調整控除額と県民税調整控除額
を算出している。

- (3) 「公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（略）の
二分の一に相当する額」（法第321条の7の2第1項）について（イ②）

本件通知書の「年金特別徴収税額」に記載されている 円の
額の二分の一である 円であり、本件通知書の「公的年金特別
徴収月割徴収額」の欄の「仮徴収額（円）」として記載されている。

2 仮特別徴収に関する主張

- (1) 仮特別徴収税額の根拠について

ア 仮特別徴収は、法第321条の7の8第1項及び長久手市税条例（昭
和37年長久手村条例第2号）（以下「条例」という。）第47条の5第
1項に定められており、「仮徴収額」には、法及び条例の根拠がある。

イ 審査請求人は、令和5年4月1日時点で65歳以上であったところ、
令和5年度から特別徴収対象年金取得者に該当することになり（条例
第47条の2第1項）、公的年金からの特別徴収が開始となった。

また、審査請求人は、令和6年10月1日から翌年の3月31日まで
の間、公的年金支給の際に特別徴収されていた者であり、令和7年度の
初日から9月30日までの間に公的年金が支払われるので、処分庁は、
令和6年度の公的年金等の所得に係る市民税等の税額の二分の一の金
額である 円を「仮徴収額」として特別徴収できる旨を令和
6年度市民税・県民税・森林環境税税額納税決定通知書により通知して
いる。

ウ 仮特別徴収税額の算出は、以下のとおりである。

- (ア) 令和5年度公的年金所得算出税額

 円

- ① 令和5年10月から令和6年2月特別徴収税額

$$\text{円} \div 2 = \text{円}$$

- ② 令和6年4月から同年8月仮特別徴収税額

$$\text{円} \div 2 = \text{円}$$

- (イ) 令和6年度公的年金所得算出税額 円

- ① 令和6年10月から令和7年2月特別徴収税額

$$\text{円} - \text{円} (\text{令和5年度仮特別徴収税額}) \\ = \text{円}$$

- ② 令和7年4月から同年8月仮特別徴収税額

$$\text{円} \div 2 = \text{円}$$

- (ロ) 令和7年度公的年金所得算出税額 円

- ① 令和7年10月から令和8年2月特別徴収税額

$$\text{円} - \text{円} (\text{令和6年度仮特別徴収税額}) \\ = \text{円}$$

- ② 令和8年4月から同年8月仮特別徴収税額

$$\text{円} \div 2 = \text{円}$$

エ 仮特別徴収税額については、関係法令に従い課税処分されており、何ら違法又は不当な点はない。

- (2) 仮特別徴収の根拠が曖昧であり、財産権（憲法第29条）を侵害するかについて

仮特別徴収は、法第321条の7の8第1項及び条例第47条の5第1項等の法令に基づく処分であり、仮特別徴収の根拠が曖昧とはいえない。

仮特別徴収が憲法第29条に適合するかについては、憲法第81条により違憲審査権が裁判所のみに付与され、処分庁は本件処分及びその根拠となる法令が憲法に適合するか判断する権限を有していないため弁明しない。

3 特別徴収の中止、普通徴収への変更を求める主張

- (1) 公的年金から市民税等の特別徴収は、法第321条の7の2第1項及び条例第47条の2第1項に基づき行っている。

- (2) 審査請求人は、令和7年4月1日時点で 歳 であり老齢等年金給付

の支払を受けている年齢65歳以上の者であり、市民税等を公的年金から特別徴収される者に該当する（条例第47条の2第1項）。

(3) 審査請求人は、公的年金等を年間18万円以上受給しており、前年中の年金所得に係る市民税等の納税義務がある者に該当し、特別徴収の方法により徴収することが著しく困難とは認められず、普通徴収の方法によることはできない（条例第47条の2第1項第1号、第2号）。

(4) 長久手市（以下「本市」という。）は、「特別徴収対象年金取得者が少ないことその他特別の事情により特別徴収を行うことが適当でないと認められる市町村」（法第321条の7の2第1項ただし書）ではなく、特別徴収の方法によっている。

(5) 審査請求人の公的年金からの特別徴収は、関連法令に従い課税処分されたものであり、何ら違法又は不当な点はない。

4 本件通知書の記載に関する主張

審査請求人の本件通知書の記載に関する主張は、法令の規定に基づいた本件処分の違法又は不当についての主張とはいえないが、ご意見として事務執行の参考とする。

第5 審理員意見書の要旨

1 結論

本件処分には違法又は不当な点はなく、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 特別徴収税額の計算方法、本件通知書の記載の有無

本件処分における特別徴収税額は、法第321条の7の2第1項、同第321条の7の8第2項、条例第47条の2第1項、同第47条の5第2項に基づき算出されており違法又は不当な点はない。

また、本件処分における年金特別徴収税額[]円、仮特別徴収税額[]円は、本件通知書の「年金特別徴収税額」、「公的年金特別徴収月割徴収額」の欄の「仮徴収額（円）」に明記されており、法第321条の7の5、同第321条の7の8第3項、第4項に基づいており、

違法又は不当な点はない。

(2) 仮特別徴収の根拠、仮特別徴収税額の計算方法

ア 公的年金からの仮特別徴収は、法第321条の7の8第1項及び条例第47条の5第1項で定められており、法的根拠があることは明らかである。

審査請求人については、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間、公的年金から特別徴収され、令和8年4月1日から同年9月30日までの間に公的年金が支払われるので、令和7年度の公的年金等の所得に係る市民税等の税額の二分の一の金額を仮特別徴収税額として、公的年金から仮特別徴収することになる。

イ 本件処分における仮特別徴収税額[]円は、法第321条の7の8第1項及び条例第47条の5第1項に基づき算出されており、違法又は不当な点はない。

ウ 仮特別徴収は憲法第29条に定める財産権を侵害している旨の主張は、仮特別徴収の法的根拠があることは明らかであるから前提を欠き理由がない。審理員としても憲法適合性については判断しない。

(3) 特別徴収を中止し、普通徴収へ変更すべきか

審査請求人については、法第321条の7の2第1項等に基づき、公的年金からの特別徴収によることになり、上記(1)、(2)のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

したがって、特別徴収を中止し、普通徴収への変更を求める審査請求人の主張は認められない。

(4) 本件通知書等の記載に関する主張

これらは、法令の規定に基づく本件処分の違法又は不当についての主張ではない。

第6 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の諮問に係る判断は、審理員の意見と同じく、本件審査請求を棄却すべきとしている。

第7 審査会の判断

- 1 当審査会は、令和8年2月19日に審査庁から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、調査審議を行った。

当審査会も、審理員意見書の判断のとおり、行政不服審査法第45条第2項の規定により、本件審査請求については、理由がないから棄却すべきであると判断する。

- 2 本件処分の適法性について

- (1) 特別徴収税額の計算方法、本件通知書の記載の有無

ア 令和7年度の年金特別徴収税額[]円及び「公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(略)の二分の一に相当する額」(法第321条の7の2第1項)の計算方法については、審理員意見書「第5 理由」「1 審理員が認定した事実」「(2) 本件処分について」イに記載のとおりである。

イ そのうえで、以下のとおり理由を補足する。

- (ア) 令和6年度市民税・県民税・森林環境税税額納税決定通知書の「仮徴収額(円)」の欄に、「翌4月[]円」、「翌6月[]円」、「翌8月[]円」と記載されており、令和7年4月・6月・8月に仮特別徴収される額の合計は、[]円である。この額は、令和5年の年金収入に基づき算定される年金特別徴収税額[]円の二分の一である。

- (イ) 調整控除(法第37条、同第314条の6)の趣旨は、所得税から個人住民税に税源移譲を行うことに伴い、所得税と個人住民税の人的控除(基礎控除、扶養控除等)に差があることにより税負担が増えないように調整するため、個人住民税の所得割額から一定額を控除することにある。

納税義務者の合計所得金額が200万円以下の場合には、「イ 5万円+基礎控除以外の人的控除額の差の合計」、「ロ 合計課税所得金額」のいずれか少ない金額の5%(市3%、県2%)が調整額となる。

令和7年度における審査請求人の合計課税所得金額は、[]

■■■■円と200万円以下であるところ、「イ ■■■■円+■■■■円（障害者控除分）+■■■■円（扶養控除分）=■■■■円」と「ロ ■■■■
■■■■円」を比較すると、イがロより少ない額となる。そこで、イの
計算方法により、■■■■円×3%=■■■■円が市民税
控除額、■■■■円×2%=■■■■円が県民税控除額と
なる。

ウ 令和7年度において、「公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均
等割額の合算額（略）の二分の一に相当する額」（法第321条の7の
2第1項。ただし条例第47条の2第1項における該当文中のかっこ
書きを参照）とは、本件通知書の「年金特別徴収税額■■■■円」
の二分の一の額である■■■■円であるが、本件通知書では、「仮
徴収額（円）」の欄に記載された、「翌4月■■■■円」、「翌6月■■■■
■■■■円」、「翌8月■■■■円」の合計額が■■■■円となるこ
とから、本件通知書に記載されているといえる。

なお、本件通知書には、法第321条の7の5第1項の定める「当該
年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収する旨、
当該特別徴収対象年金所得者に係る年金所得に係る特別徴収税額及び
支払回数割特別徴収税額」に加え、「その他総務省令で定める事項」（法
第321条の7の5第1項）として、地方税法施行規則（昭和29年総
理府令第23号）第9条の25第1号において「特別徴収対象年金所得
者」に対する必要的記載事項とされる「当該特別徴収対象年金所得者の
氏名及び住所、当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金
給付の種類並びに当該年金保険者の名称及び法人番号」が全て記載さ
れており、法令上の要求を充たしている。さらに、同号は、「公的年金
等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（略）の二分の一に
相当する額」（法第321条の7の2第1項）を算出するための計算過
程を上記の必要的記載事項として規定しておらず、また、本件通知書に
計算過程そのものを記載することは、紙面の制約上困難であることか
らしても、本件通知書にその記載のないことが違法又は不当とまでは
いえない。

(2) 仮特別徴収の根拠、仮特別徴収税額の計算方法

ア 仮特別徴収は、各自治体の課税権行使をめぐる枠法としての法第321条の7の2の規定の下、本市においては、条例第47条の5を直接の根拠として実施するものとされている。

イ 審査請求人は、当該年度の年金所得が確定しないうちに、根拠曖昧のまま公的年金支払者が徴収することは財産権侵害であると主張するが、仮特別徴収の現行法上の位置付けが上記アのとおりである以上、根拠曖昧とはいえず、その主張は財産権侵害の前提を欠くものである。なお、上記の法及び条例の規定の憲法第29条適合性については、憲法第81条の規定による違憲審査権は裁判所にのみ付与されており、審査庁は本件処分及びその根拠となる法令が憲法に適合するかどうかを判断する権限を有さないものと解されることから、審理員と同様に、当審査会もまた調査審議の対象としない。

ウ もっとも審査請求人にあつては、本件審査請求を通じて、仮特別徴収という仕組みの正当性そのものに対して疑義を呈していると考えられることから、ここで改めて、法がこの仕組みを導入した意義につき、前提となる公的年金からの特別徴収制度の趣旨に遡って確認しておく。

そもそも法が、公的年金からの特別徴収制度を整備したのは、個人の市町村民税の場合でいえば、これを隔月で支給される公的年金から差し引いて徴収する（法第321条の7の2第1項）ことにより、市町村における事務の効率化及び徴収体制の強化を図る一方、年金受給者にとっても、従前のように年4回自ら納付する普通徴収と比べて納税の利便性を向上させつつ、一回の徴収ごとの負担を一層軽減するためであつて、当審査会も、こうした制度趣旨の正当性を認めるところである。

もっとも個人の市町村民税の所得割の課税標準については、前年の1月から12月までの所得を基に、6月から翌年5月までに税額を決定する前年所得課税方式がとられており（法第313条第1項）、国税たる所得税におけるような年末調整の仕組みは設けられていない。そのため毎年度の同税額は6月以降でなければ確定せず、その間は、年金支給月ごとに徴収すべき特別徴収税額も決定できないということにな

ってしまう。そこで法は、前年度の市町村民税額を暫定的に算定の基礎に据え、その二分の一に相当する額を当該年度の年金支給月のうち4月、6月、8月の3回に分割して徴収しておいた上で、確定した同年度の市町村民税額から上記徴収分を控除した額を、残りの支給月たる10月、12月、翌年2月の3回で徴収するという仮特別徴収の仕組みを設けている（法第321条の7の8第1項、第2項）。この仕組みによって初めて、年金受給者に対する個々の徴収段階での負担軽減を図りつつ、年度単位で確定税額どおりの特別徴収を担保することが可能となるのである（なお仮特別徴収によらない場合の徴収方法については、法第321条の7の2第3項を参照）。

以上のように仮特別徴収は、個人住民税における前年所得課税方式という前提の下、一時的には前々年度の所得に基づいて徴収税額を算定する仕組みではあるが、特別徴収制度の目指す上記の諸目的の実現にとって欠かすことのできない点で、その正当性が認められるのである。

(3) 特別徴収を中止し普通徴収へ変更すべきか

ア 本市では、公的年金からの市民税等の特別徴収は、上記(2)アのとおり、枠法たる法第321条の7の2第1項の規定の下、条例第47条の2第1項を直接の根拠として実施するものとされている。同項によれば、その対象者（以下「特別徴収対象年金所得者」という。）となるのは、当該納税義務者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者である。

審査請求人は、令和6年中に公的年金等の支払を受けていて、かつ、令和7年4月1日時点で■■■■歳で、国民年金法（昭和34年法律第141号）による老齢基礎年金の支払を受けていることから、老齢等年金給付の支払を受けている65歳以上の者にも該当するので、上記の要件を充たしており、本市における特別徴収対象年金所得者に該当する。

イ もっとも、法第321条の7の2第1項かっこ書きによれば、当該納

税義務者が「特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認めるものその他の政令で定めるもの」である場合には、老齢等年金給付による老齢基礎年金の支払を受けている65歳以上の者であっても特別徴収対象年金所得者から除いている。具体的には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）（以下「令」という。）第48条の9の13第3項各号に定められており、これを受けて条例では、第47条の2第1項各号が除外される者につき定めている。すなわち、令第48条の9の13第3項第1号を受けた条例第47条の2第1項第1号では、「当該年度分の老齢等年金給付の年額が18万円未満である者その他当該市町村の行う介護保険の介護保険法第135条第5項に規定する特別徴収対象被保険者でない者」、令第48条の9の13第3項第2号を受けた条例第47条の2第1項第2号では、「特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者」がそれぞれ挙げられている。一方、令第48条の9の13第3項第3号においては、「前二号に掲げるもののほか、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると市町村長が認める者」と定められているところ、本市においては、条例第1条にいう「法令その他別に定めがあるもの」として、この場合も除外されることとなる。

審査請求人は、令和7年度分の課税所得である老齢等年金給付の年額が[]円であり、老齢等年金給付の年額が18万円未満である者に該当しない。また、令和7年度に特別徴収の方法により年金特別徴収税額[]円を徴収しても、審査請求人が同年度に老齢等年金給付の支払を受けないこととなるとは認められない。さらにそれらの場合以外に、審査請求人において特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる事情も見当たらない。

よって、審査請求人は、上記の法の除外要件を具体化した令及びそれを受けて制定された条例の定め of いずれにも該当しないため、特別徴収対象年金所得者に該当するものと認められる。

ウ また、法第321条の7の2第1項ただし書には、「当該市町村内に

特別徴収対象年金取得者が少ないことその他特別の事情により特別徴収を行うことが適当でないと認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる」との定めがあるところ、上記イで述べた条例第1条に基づき、本市においてもその適用によって、普通徴収の方法に変更することが考えられうる。

そこで、本市において特別徴収対象年金所得者が少ないことその他特別の事情があるか否かについて検討すると、令和7年度における年金受給者である市民税等の課税対象者4,530人のうち、特別徴収の方法により徴収する者は4,331人である一方で、普通徴収の方法により徴収する者は199人であるところ、特別徴収の方法により徴収する者が普通徴収の方法により徴収する者に比べ約21.76倍と圧倒的に多数であり、本市において特別徴収対象年金所得者が少ないとはいえない。また、他に本市において、それ以外に特別徴収対象年金所得者について特別徴収を行うことが適当でないと認められる特別の事情も見受けられない。

よって、本市は、上記の法の定めという、特別徴収の方法によらないことができる市町村には該当しない。

エ したがって、審査請求人は特別徴収対象年金所得者に該当し、かつ、本市にも特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収を行うことが適当でないと認められる事情もないことから、審査請求人に対しては、公的年金の支払をする際に、公的年金等の所得に係る市民税等を特別徴収の方法によって徴収することとなるのであって、普通徴収の方法に変更することはできないものと解される。

3 結論

よって、行政不服審査法第45条第2項の規定により、本件審査請求については、理由がないから棄却すべきであるとし、「第1 審査会の結論」とおり答申する。

第8 答申に関与した委員の氏名

石川恭久委員、舟橋民江委員、杉原丈史委員

第9 調査審議の経過

- 1 令和8年2月19日 諮問
- 2 令和8年3月16日 調査審議
- 3 令和8年5月12日 審議・答申